

政策Ⅴ

自立した行政システムと市民参画のまち



施策 1 行財政改革の推進

依然として厳しい財政状況にある中、第5次行財政改革大綱をもとに、組織の整備・充実、財政改革及び事務改善を進めることによって、行政サービスの水準を維持し、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たしていく。

(1) 水俣市第5次行財政改革大綱の推進 **重点事業**

■目的

本市を取り巻く行財政環境は、今後更に厳しさを増すことが予測され、より一層、行政のスリム化、財政の健全化が求められてくる。そこで組織・財務・事務の3つの視点による「第5次行財政改革大綱」（計画期間：平成26～29年度）を実施していくこととする。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
大綱の実施計画に記載した取組の達成度	計画期間開始前	80%
定員適正化計画の見直し	——	見直し・進捗管理

■現状と課題

過疎化や少子高齢化による社会保障費の増大そして地域活力の減退による地域経済の停滞と本市を取り巻く情勢はますます厳しさを増している。行政においては、国や県から市町村への権限移譲もあり、本市の行う事務事業は今後更に増大・複雑化することが予想される中、職員数の削減に取り組んできた。今後、安定的な地域経営により市民のニーズに応え、財政健全化を図る中で持続可能な発展を目指すとともに、「環境モデル都市」としての実践を重ねていくために、行財政改革大綱に基づく実施計画の着実な推進が必要となる。

■対象

市の全部局、外郭団体及びその職員（市内各団体、市民）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：新たな公共*の担い手

行政：第5次行財政改革大綱の実施

■事業の目標設定

第5次行財政改革を計画的に実施していくために、大綱の中項目に掲げられた項目について実施項目・取組内容・担当課・年度別取組内容を明らかにし、実施計画が策定されているが、その進捗状況の指標として、取組の達成度をあげ、平成29年度の目標値を80パーセントに設定する。

また、国県からの権限委譲による事務量の増加、再任用制度の実施を考慮し、定員適正化計画を見直し、計画に沿った職員の配置を行う。

■主な事業

- ・第5次行財政改革大綱実施計画の推進
- ・定員適正化計画の見直し

*行政だけに公共をゆだねるのではなく、市民・市民団体・事業者・行政が、みんなで知恵や力を出し合い、地域社会の現場から課題を発見・共有し、解決していこうとする考え方。

(2) 歳出の節減

■目的

徹底した事務事業の見直しに基づく、選択と集中により、限られた財源で最大の効果を生み出すことを目指す。後年度に負担を残す市債を財源とする事業については、引き続き、その元利償還金が基準財政需要額に算入される市債を活用しながら、計画的に実施することとし、適正に管理する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
経常収支比率*	95.3%	95.3%
実質公債費比率*	13.9%	12.0%
市債*残高	13,377百万円	13,377百万円
財政調整基金*残高	1,830百万円	2,080百万円

■現状と課題

企業の収益減による市民税の減少等により、本市の平成24年度の自主財源*比率は27.3%となっており、地方交付税に大きく依存した財務体質にある。社会保障関係費の自然増に伴う歳出増や行政ニーズの多様化へ対応するため、当初予算の編成においても財政調整基金からの繰出しに依存せざるを得ない状況が続いている。行政サービスの水準を維持しながら、行政運営を行っていくためには、引き続き、限られた財源の有効活用に努める必要がある。

また、バブル崩壊後の経済対策等によって増大した公債費は、近年の残高管理の取り組みによって、減少しつつあったが、近年においては臨時財政対策債の増加や、学校耐震化等のハード整備により、増加傾向にある。しかしながら、長期的な視野においては市債残高の減少を進めていく必要がある。

さらに、本市の公共施設については老朽化が進んでいるため、限られた予算を効率よく執行し公共施設の長寿命化を図るために、管理方式について事後保全から予防保全への転換等について検討を行う必要がある。

■対象

行政（市の全部局）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市民と行政の役割分担の再認識

行政（市の全部局）：創意工夫による予算編成と執行

■事業の目標設定

経常経費の削減指標として経常収支比率を、公債費負担の実態を表す指標として実質公債費比率をあげ、現状維持又は減少に努める。また、長期的な視野において市債残高の減少を進めることを目標とするが、財政需要が多くなる当面においては現状維持を目標とする。財政調整基金の残高については、主に決算収支により増減するが、災害等の不時の出費に備える額として20.8億円を目標値として設定する。

■主な事業

- ・ 財政健全化推進事業
- ・ 公共施設の資産有効活用・長寿命化等の検討

*経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費など計上の支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示す指標で、80%以下が望ましいとされる。

*実質公債費比率：公債費による財政負担の程度を示す指標である。なお、公債費とは自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額

*市債：市が歳入の不足を補うために発行する債券のことで、公共施設の整備などの資金として借り入れ、一会計年度を越えるものをいう。

*財政調整基金：年度間の財源不足に対応するため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金

*自主財源：自治体が自らの機能に基づいて自主的に収入するものを指す。

(3) 財源の確保

■目的

地域の実情に即した独自の施策を推進する財源として、また、住民生活を支える各種行政サービスの水準を維持・向上していくために、限られた財源の有効活用と、独自の財源確保に努める。市税をはじめとするあらゆる財源を見直すとともに、新たな財源の確保についても調査・研究を進めていく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市税の収納率（現年度）	98.06%	100%
新たな収入確保策の検討	——	1件

■現状と課題

元来、財源に乏しい本市は、地方交付税^{*}に大きく依存した財務体質となっており、財政力指数^{*}などの財政指標も、地方交付税の動向に大きく左右される。

市税の収納率は、現年分 98.06%（平成 24 年度）となっている。地域の経済状況についても景気回復の傾向は見られず、納税者の収入状況の厳しさも同様と推測される。このような状況の中であるからこそ、税負担の公平・公正・適正を確保し、市政への信頼を高めていくことが重要であり、今後も更なる税収の安定確保と滞納整理の強化により、適正さ・公平さの追求と収納率の向上に努める必要がある。

また、分担金及び負担金、使用料、手数料については、適正な受益者負担を図るために、定期的に負担の水準などを点検し、適正化を図っていかなければならない。

さらに、売却が難しい遊休土地等の活用や、新たな収入確保策の検討を進めるなど、税外収入の確保策の検討を進める必要がある。

■対象

市民、事業主、企業

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政（市の全部局）

■事業の目標設定

現年度分の市税収納率について、100%を目標値として掲げた。

また、税外収入の確保については、順次、検討を進めていく。

■主な事業

- ・市税等の収入確保
- ・税外収入の確保

^{*}地方交付税：国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を総額として、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税（交付金）

^{*}財政力指数：自治体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。通常は過去3カ年の平均値を指す。

施策2 効果的な政策と事業評価の実施

本市では、市が取り組む様々な政策やそれに基づく施策、事業について、目的・手法・成果等を統一の指標により客観的に評価し、見直しを行い、行政の効率的運営に活かすため、「水俣市政策事業評価管理システム」に基づき、「政策事業評価」を実施している。

「水俣市政策事業評価管理システム」の運用、市民参画による事業評価の実施により、真に必要な事業の実施と効率化に努めていく。

(1) 政策事業評価の推進とその成果の活用 **重点事業**

■目的

「水俣市政策事業評価管理システム」に基づき政策等の分析・評価を確実にを行い、その成果を以後の行政運営の改善、予算編成への反映を行う。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
「成果あり」以上と評価された事業の割合	——	90%
「水俣市政策事業評価システム」の見直し	——	システムの見直し

■現状と課題

「水俣市政策事業評価管理システム」では、毎年度の決算に伴う客観的数値等を用いながら、事業実施によってもたらされた成果、問題点を明らかにし、2次にわたる内部評価を経た後、3次の段階では外部評価として市民による監査を受けている。

今後も評価を確実に実施し、さらに効果的、効率的な事業実施が求められる。

また、「政策事業評価管理システム」については、評価結果の予算編成への反映等が課題となっている。

■対象

行政（市の全部局）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市民監査員

行政（市の全部局）：評価の実施、業務改善、政策事業評価システムの見直し

■事業の目標設定

評価の結果を反映し、事業の成果を高めていくことで、本市における政策目的の達成が可能になると考え、一定（成果あり）以上の評価を得た事業の割合を指標とし、数値の向上に努めることとする。

また、政策事業評価システムのさらなる効果的・効率的な運用のために、事務手続き等の見直しを行う。

■主な事業

- ・政策事業評価管理システムの運用
- ・政策事業評価管理システムの見直し

施策3 市民参画の推進

本市の地域経営を行っていく際に直面する多様な課題に対し、市民と行政が知恵や力を出し合い、共に考え、その解決を図っていくことが求められている。市民のまちづくりへの思いや課題等を広く聴く機会をつくとともに、市民の考え方を市政に十分反映していくために、市民が市政に参画する機会を確保し、市民の主体的活動を促進する。

(1) 市民参画の機会の確保 **重点事業**

■目的

市民のまちづくりへの関心を高め、市民の様々な意見を聴く場を設けるとともに、積極的な関わりをもてるような仕組みを構築し、市民中心の市政運営を図るため、施策形成過程、各種計画の策定段階から市民参画の機会を確保する。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
各種委員会、審議会における委員公募の実施率	28.5%	35%
市政に関する情報提供と公開を不満と思う人の割合（市民意識調査）	7.3%	5%
パブリックコメントの実施	——	対象事業全てで実施
自治基本条例等制定の検討	——	検討

■現状と課題

社会環境の著しい変化や地方分権の推進に対応するため、今まで以上に、地域の主体的なまちづくりが必要とされるようになった。このため、施策形成過程への市民の広範な参加を促すとともに、行政は市民の期待や意見に鋭敏かつ誠実に対応していくことが重要になっている。

これらの課題に対し、市民が行政の様々な分野で、意見や要望などを提案し参画できるような機会を提供し、施策形成過程に幅広い市民の参画が得られるように努めていくことが必要である。

■対象

市民、自治会、まちづくり団体、市内で活動するNPO団体等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自らの地域が抱える課題解決に主体的に取り組む。市政への積極的参加、各種団体の活動への自主的参加。パブリックコメントの提出

行政：広聴の機会を設ける。市政への市民の参画の場を増やし、積極的に情報を公開する。

■事業の目標設定

市民参画の機会の確保として、選任規定等のない審議会・委員会について、委員の公募の実施率を35%に設定する。

また、市民参画を促すためには、市政に関する情報提供が不可欠であるため、市民意識調査における「市政に関する情報提供と公開を不満と思う人の割合」を5%に減少させる。

市民の意見を幅広く聴取し反映するため、対象となるすべての事業でパブリックコメント手続を実施する。

■主な事業

- ・委員公募等による市民参画の推進
- ・パブリックコメントの募集
- ・自治基本条例等制定の検討

(2) 市民参加による評価

■目的

多様化する市民ニーズへの対応、地域における諸問題の解決につながるように、市政の様々な場面で市民参加の機会を設けるとともに、政策や事業等の評価過程においても、その機会を確保する。さらに、評価内容を広く公開することで、市民に対する行政の説明責任を果たしていく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市民監査の実施	2件	2件
市民監査の公表	——	対象評価全てで公表

■現状と課題

本市では、これまで種々のまちづくりの実践や計画策定段階において、ワークショップやアンケート、パブリックコメントを実施するとともに、委員会や審議会にも市民の参加機会を設け、政策事業評価、環境ISOについて市民監査を設け、評価・見直しを行ってきた。

今後も、市民の視点から政策、事業の進捗状況や結果を評価し、見直すこととし、その結果を積極的に公開していくことが求められている。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：政策事業評価、環境ISOの市民監査

行政（市の全部局）：事業・政策の評価、市民監査の実施、結果の公開

■事業の目標設定

引き続き、政策事業評価と環境ISOについて市民監査を実施する。

市民の視点での評価を参考に政策や事業の見直しを行うとともに、その結果を積極的に公開する。

■主な事業

- ・政策事業評価管理システム、環境ISOにおける市民監査の実施



環境ISO市民監査

(3) 民間活用の推進

■目的

全国規模で人口減少と少子高齢化が進行し、国をはじめ各地方自治体においても厳しい財政状況の昨今、本市もこの例外でない。このような状況の中、複雑・多様化する市民のニーズに対する確に対処していくために、従来の行政による画一的手法ではなく、事業の効率性や市民サービスの向上を目的として、市が持つ資源以外に外部の資源を有効に活用することにも目を向け、調査、研究を進めるとともに、市民・事業者と行政の協働を基本とした、持続可能な行財政システムの構築を図っていく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
アドプト事業の実施件数（公園緑地）	7件	11件

■現状と課題

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、さらに、平成18年7月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、公共分野における民間活力の活用に向けての環境整備が進められ、本市では、指定管理が可能と考え得るほぼ全施設への導入を達成しているものと考えられる。今後は、より効率的に運営を図るため、指定管理者制度の適正な運用に主眼を置き、各所管において、サービス水準と安全性の確保や行政責任の明確化等に留意しながら指定管理のあり方について引き続き調査、研究を行うことが求められる。

また、現在、自治会をはじめ、地縁団体、ボランティアによる特定の道路、公園等の公共財の定期的な清掃等の管理業務（アドプト）が実施されている。各々の能力と特性を活かして市政に参画し、公共を担うため、高齢化や資金不足による活動の限界や停滞を招かないよう行政として活動を支援する仕組みを継続発展していくことが必要である。

■対象

自治会、地縁団体*、ボランティア団体、NPO、企業、市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：公の施設、公共財の管理運営等

行政：民間活力の推進のための研究と運用

■事業の目標設定

民間活力の活用状況と市民と行政との協力関係のひとつの目安としてアドプト事業の実施件数をあげ、引き続き積極的な導入を推進する。

■主な事業

- ・指定管理者制度の適正な運用
- ・アドプト推進事業

*町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

施策4 市役所の変革

目標管理を定着させ、住民サービスの向上と事業の効率的な実施に努めるとともに、評価基準をアウトプットからアウトカムに転換することにより、事業の適正評価を促進し、職員の意欲喚起に努める。

また、行政は、市民の視点に立った行政運営を目指すこととし、市役所は市民の役に立つ所という意識を職員に徹底させ、目標達成、職務完遂のために努力する職員の育成を図る。

(1) 目標管理制度の確立

■目的

個々の職員が、自らの業務の中で問題意識を抱き、明確な目標を掲げて意欲的に取り組むことによって、組織全体の課題達成を目指す。複雑、多様化する様々な行政課題に対応するため、職員は常に努力を怠らず自己を磨いていくとともに、組織として目標管理制度の確立を図る。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
職務について「成果あり」の割合	30.9%	50%以上
部、課、係、各職員の目標設定と管理	係長以上で実施	全部署、全職員

■現状と課題

現在、毎年12月に全職員を対象に「人事に関する調書」の提出が求められているが、その中で各々の課題と目標、その達成状況や職務の成果等に関する記述欄が設けられている。各職員はこの様式に記入する過程で自らの課題や目標を再確認し、その達成に向け、計画的かつ意欲的に職務に取り組んでいくことが求められている。

また、目標管理を係長以上で実施しているが、今後全庁的に取り組み、組織全体としての成果の把握や評価をじゅうぶんにいき、目標管理をしていくことが必要である。

■対象

全職員、全部署

■実施主体（市民と行政の役割分担）

全職員、全部署

■事業の目標設定

「人事に関する調書」で、自分の職務について「成果があった」と答えることのできる職員を50%以上にすることを旨とする。

また、これとは別に、各部署において個々の目標設定とその管理等をきめ細やかにフォローする仕組みをつくり、あわせて組織としての目標設定と管理も行うこととする。

■主な事業

- ・職員目標管理事業

(2) 人材育成の推進（研修、自己啓発の奨励）

■目的

多種多様な市民のニーズに的確に対応していくとともに、組織の課題達成を目指し、人的資源の最大活用を図るために、職員の意識改革を進める。階層別、目的別などによる研修、様々な業務遂行に必要な技術的研修等を実施し、職員の自己啓発を奨励するための支援制度等について調査・検討を進め、水俣市人材育成基本方針に基づき、実施していく。

指 標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
職員研修参加者数	149人	250人
職員の自主研究グループ数	2団体	延べ5団体
通信講座等受講者数	0人	延べ5人

■現状と課題

職員数が減少する中であって、限られた職員数でいかに効率的に業務を遂行していくのか、社会情勢の変化と高度化、多様化する市民のニーズに対応し、行政サービスの向上を図っていくのが大きな課題となっている。

これらのことから、職員一人ひとりのモチベーションや職務遂行能力を高め、活力ある組織を作り上げていくことが重要である。

これらを踏まえ、職員のキャリア形成（人材育成研修等の支援）や主体的な能力開発（自己啓発）を促す環境の創造、職場外研修を通じた能力開発を支援し、気づきを促す仕組みを構築するとともに、その成果を評価し、人事管理に活かす方策を講じることも必要である。

■対象

全職員

■実施主体（市民と行政の役割分担）

職員研修担当課

■事業の目標設定

県内共同研修機関の活用を図っていく一方で、庁内における効果的な職員研修の仕組みを構築し、年間250人の受講を目標値として設定する。

また、職員の自主的、自発的な自己啓発の活動状況を測る指標として、自主研究グループの数、通信講座等の受講者数を掲げる。

さらに、職場外での様々な活動や人間関係を通じて、幅広い見識を深め、公務の遂行にも資するという観点から、地域貢献活動に積極的に関わっていく職員を育成する。

■主な事業

- ・職員研修事業
- ・自主研究グループ及び通信講座等の支援



職員研修

